

平成18年度第3回理事会議事概要

日 時 平成18年6月16日（金） 13：30～15：10

場 所 特別会議室

出席者	理事長	大 熊 幹 章
	理事（企画・総務担当）	川 喜 多 進
	理事（森林研究担当）	石 塚 和 裕
	理事（林業・木材産業研究担当）	久 田 卓 興
	監事	井 上 敏 雄
	企画調整部長	志 水 俊 夫
	総務部長	周 藤 真
	事務局（企画科長）	大 河 内 勇
	事務局（総務課長）	土 肥 史 朗
欠席者	監事	真 柴 孝 司

1. 開会

2. 議事

（1）通則法第38条に基づく主務大臣への提出資料について

（周藤総務部長）

<資料1：平成17年度財務諸表により説明>

<資料2：平成17年度事業報告書により説明>

<資料3：平成17年度決算報告書により説明>

<資料4：平成17年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書により説明>

<資料5：平成17年度財務諸表及び決算報告書に関する独立監査人の意見（監査報告書）により説明>

平成17年度で新たに整理したものとして、貸借対照表中の有形固定資産に建設仮勘定があり、これは補正予算で認められたアスベスト対策経費のうち3月に実施した設計料分である。工事本体分の予算については平成18年度に繰り越しすることが認められている。

なお、運営費交付金債務については中期計画の終了時点で整理することになっているため、平成17年度で0になっている。

(石塚理事)

次期中期計画期間に繰り越せる経費はあるのか。

(周藤総務部長)

現金で持っている積立金は今回整理しなければならない。

現金ではない棚卸資産だけが次期に繰り越しできるものと考えている。

(井上監事)

資産の取得額を償却費が上回ってしまうのは、独法移行時の承継資産が影響しているのか。

(周藤総務部長)

独法移行時の承継資産および平成13年度以降に運営費交付金で購入した資産の減価償却費については、「資産見返負債戻入」として同額を収益に計上するため損益に影響しない仕組みになっている。ただし、受託費等により資産を取得した場合は、取得した年に収益として計上され、その後減価償却費のみを費用に計上するという整理になっているため、平成17年度においては約6千万円の資産取得に伴う損失が発生しているものである。

(井上監事)

固定資産関係については、本年度から減損会計が導入されることになるとかなり変わってくるのでは。

(周藤総務部長)

減損が発生すれば損益に影響するため、実質的な損失として計上することになる。

(井上監事)

諸収入の特許料収入は、損益計算書の手数料収入に含まれているのか。

(周藤総務部長)

手数料収入に含まれている。

(川喜多理事)

決算報告書の決算金額において、収入と支出に約2百万円の差が生じているのはなぜか。

(周藤総務部長)

差額は寄附金の收支の差によるものであり、預かり金のため繰り越して使用できる。

決算報告書には新たな区分項目を設けられないためこのような表示になっている。

(井上監事)

監事の意見書については、本日の理事会で承認された後、林野庁に提出することになっている。

(大熊理事長)

今回の資料をもって提出することを了承する。なお、今回の資料の公表については、主務大臣の承認後とする。

(2) 独立行政法人評価委員会林野分科会対応について

(石塚理事)

<資料6：評価単位自己評価シート（概要）により説明>

今回の自己評価シートは、平成17年度分と中期目標期間分の2種類となっている。

(大熊理事長)

本件については、説明のあったとおり了承する。なお、今回の資料の公表については、評価委員会が終了した段階での公表とする。

次回の平成18年度第4回理事会は7月28日（金）を予定する。

3. 閉会